

不適切な事務処理等発生時の報告体制について

(平成31年2月1日 行政経営課)

1 報告体制の構築について

これまで不適切な事務処理等発生時には、各部課等においてそれぞれに協議・対応を行ってまいりました。しかし、発生した不適切な事務処理等に迅速かつ適切に対処するためには、各課等のリスクマネジメント機能を、有機的かつ横断的に連携させる必要があります。このことから、次のとおり報告体制を定め、速やかな情報共有及び適切な初動対応を行うものとしします。

2 不適切な事務処理等発生時の対応

速やかな情報共有及び適切な初動対応を行うため、コンプライアンス推進委員会主管課を中心とした関係課との連携を図り、不適切な事務処理発生課における迅速かつ適切な対応への支援等を行うものとしします。

そのため、資料2のとおり「不適切な事務処理等事案への対応に関する要領」を制定するものとしします。

.....

不適切な事務処理等発生時の対応のポイントについては、次のとおりです。

(1) 事案発生課の長は、直ちに部等の長に報告すること

事案発生課の長は、直ちに部等の長に報告するとともに、重大な事案であると認められる場合には、市長及び副市長への報告も行います。また、緊急性に応じて、警察等の関係機関に対して通報等の対応を行います。

その後、速やかにコンプライアンス主管課長へ報告するものとしします。

(2) 報告書の作成及び関係各課との情報共有

事案発生課の長は、所定の報告書を作成し、部等の長の決裁を経て、その写しをコンプライアンス主管課長に提出します。

コンプライアンス主管課は、関係課等の長にその写しを送付し、関係課との情報共有を図ります。

(3) 関係課等の長からの所見に基づく対応の協議

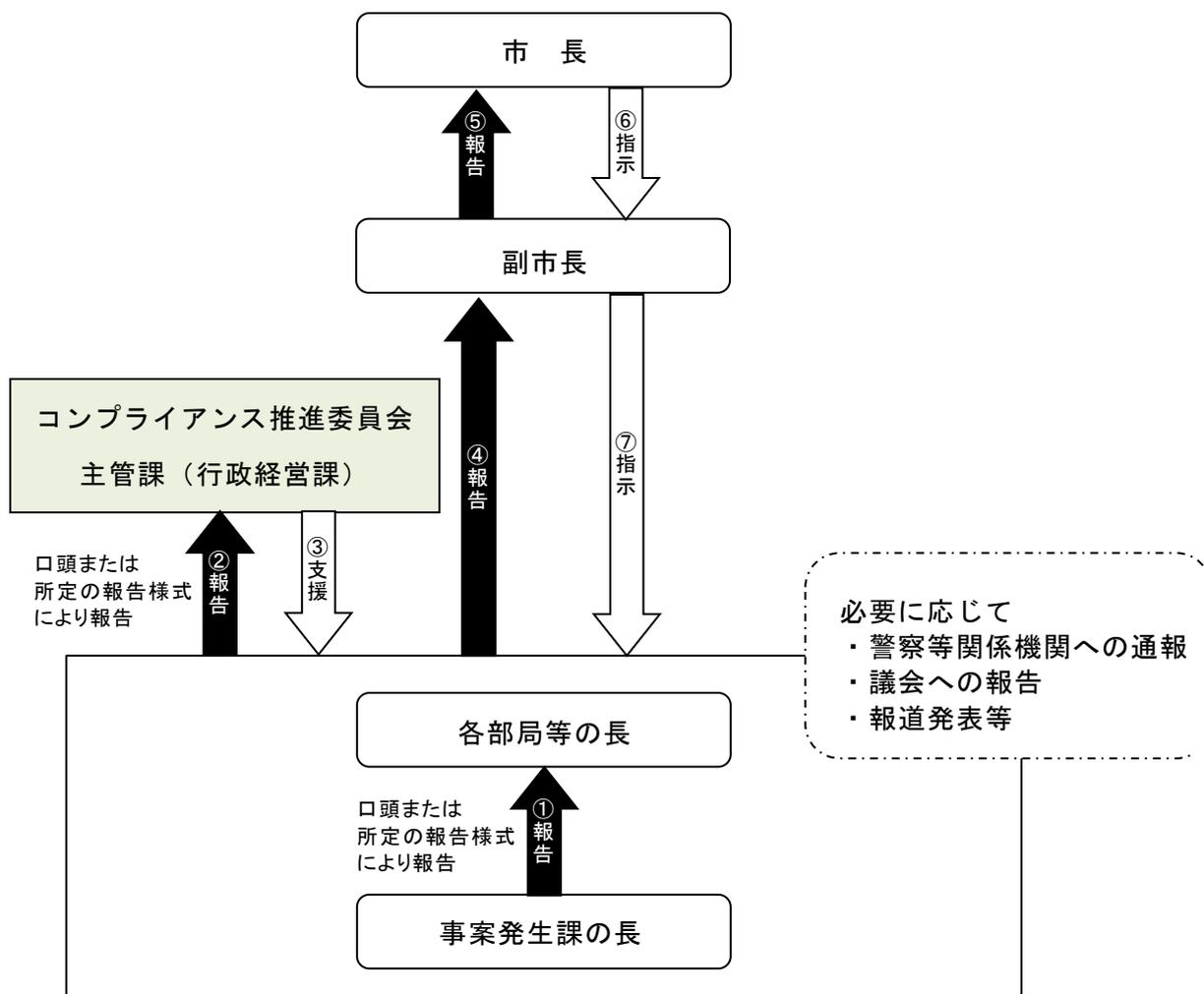
関係課等の長は、報告書の写しの送付を受けたときは、その対応等についての所見をコンプライアンス主管課長に速やかに提出します。その結果に基づき、今後の対応等について事案発生課等の長及び必要と認める課等の長と協議を行うものとしします。

(4) 秦野市コンプライアンス推進委員会の開催

コンプライアンス推進委員会の開催により、事案に係る報告のほか、必要に応じて再発防止策の策定及び庁内への周知徹底を行います。

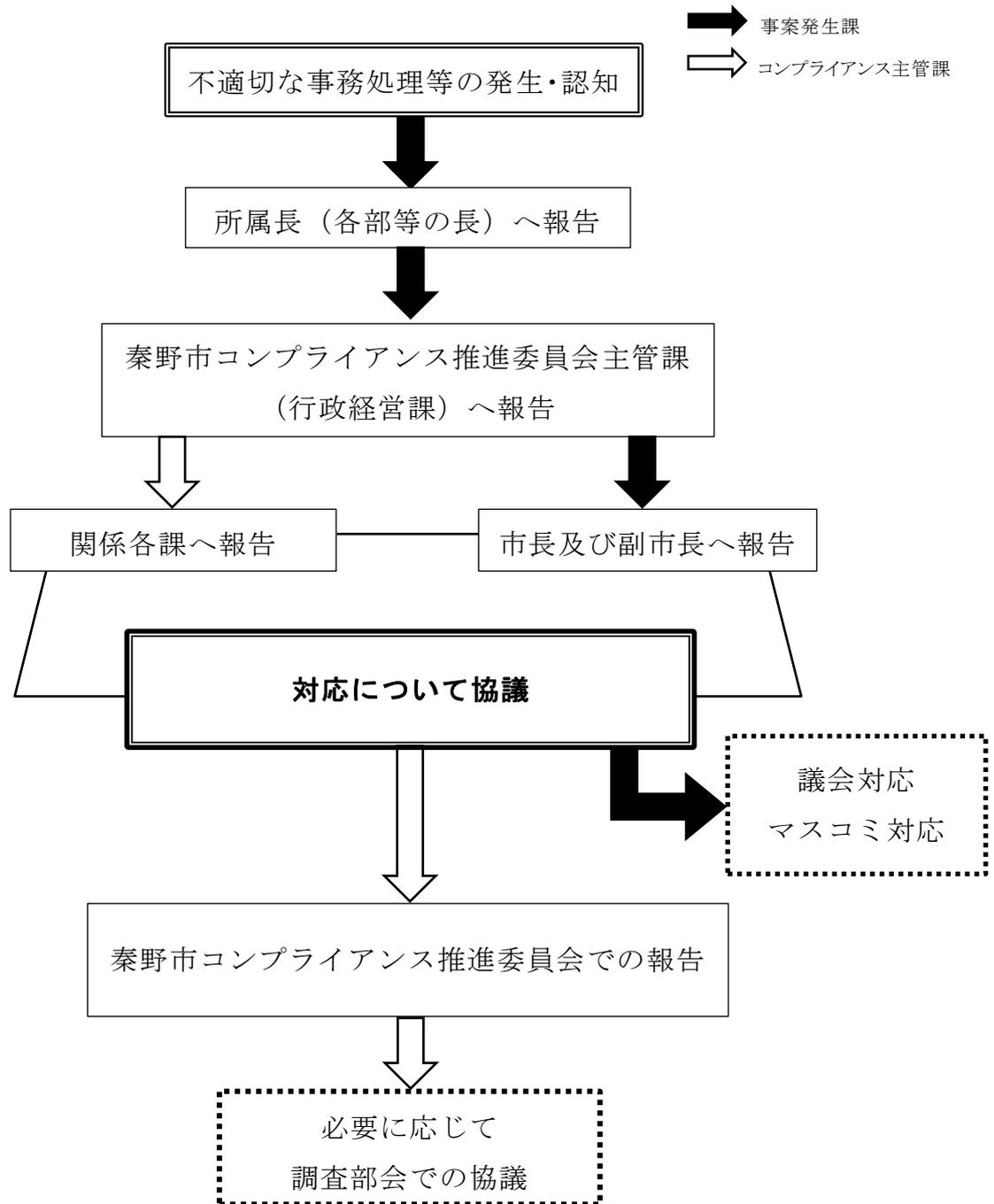
職員の処分については、別途、考査委員会において協議するものとします。

3 報告体制イメージ



※ すでに施行されている規程等（秦野市職員倫理規程、秦野市公益通報の処理手続等に関する規程、秦野市情報セキュリティポリシー等）に報告体制が定められている場合は、その内容に従い対応するものとします。また、それらとの整合性を図るため、必要に応じて所管課等へ例規改正を依頼するものとします。

4 不適切な事務処理等発生時の対応フロー



5 報告様式

資料3のとおり

※ 不適切な事務処理等発生時に報告様式を提出することにより、部長レポートの作成は不要とします。